

## 新図書館窓口業務等委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 公募の目的

妙高市では「人と本、人と人をつなぐ情報拠点×居心地の良いやすらぎ空間」をコンセプトに、情報集積基地として、市民の役に立つ「知の拠点」、市民の主体的な学習活動を支え、豊かな人間性を育む「生涯学習拠点」、あらゆる世代の市民が集い、人がつながり、地域に活力をもたらす「交流拠点」を目指した図書館整備基本構想を踏まえ、市民の主体的な学びを支え、市民が集い、交流を生み出す場づくりとして子育て支援などの機能を集約した、新図書館等複合施設の整備を進めている。

施設の管理運営体制は、各機能の連携や融合による一体的なサービスの提供を実現するため、市による直営管理とし、図書館機能については、市の重要な教育施設としての運営や充実を図るため、選書などの根幹となる業務は市職員が担い、運営にかかる一部の業務を委託するものである。

また、新たな図書館では、市民の求めに応じて必要な情報を提供する情報の集積基地としての機能をはじめ、多様化する市民ニーズに対応するとともに、時代に合った迅速で質の高いサービスの提供が求められている。

このようなサービスを提供するため、複合施設における各機能の役割等を十分理解したうえで、適切かつ円滑に図書館業務を行うことができる事業者を総合的に比較検討し、最も確と判断される事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザルを実施するものである。

### 2 委託件名

新図書館窓口業務等委託

### 3 新図書館等複合施設の概要

#### (1) 所在地、施設規模等

所在地	妙高市朝日町一丁目他地内
主体構造	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造
施設規模	敷地面積：4,319㎡ 建築面積：1,082㎡ 延床面積：2,884㎡
階数	4階（4階は機械室）
駐車場	58台（一般区画55台、おもいやり区画3台）、駐輪場30台
主な機能	図書館機能、子育て支援機能、生涯学習機能、市民交流機能（カフェ等）

#### (2) 供用開始時期

令和7年秋（予定）

#### (3) 来館者数

参考：現図書館（令和5年度） 約47,000人／年

#### 4 委託期間及び契約条件

- (1) 新図書館窓口業務等委託期間（本プロポーザルに係る業務）  
供用開始～令和11年3月31日
- (2) 新図書館等窓口業務等委託（候補）者へ委託予定の開館に向けた業務（別途随意契約）
  - ①新図書館の開館に向けた準備業務として、新図書館で導入を予定している自動貸出機やセキュリティゲートの運用に伴う、書籍や資料へのICタグの貼付け業務（資料約12万冊、令和6年8月～令和7年9月）及び開館に向けた市との協議等打合せ
  - ②新図書館配架計画作成及び資料等移転・配架業務  
新図書館の配架計画の作成と現図書館からの資料等の移転・配架業務（委託予定期間：令和7年4月～9月）

#### 5 参加資格

次の条件をすべて満たす法人やその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 令和元年度から令和5年度の間、蔵書数が概ね10万冊以上の公立図書館において、本業務と同種の業務の受託実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等で、かつ、構成員や関係者にも同条項に定める者が属していないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、国及び地方公共団体から営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく手続きの申し立てがなされていない法人等であること。
- (5) 妙高市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でない者であること。

※上記（1）～（5）の参加資格について虚偽の申告がなされた場合は、参加資格を取り消すものとする。

#### 6 選定について

- (1) 審査委員会の設置  
市は、本プロポーザル参加者からの提案の審査を行うため、「妙高市新図書館窓口業務等委託審査委員会」を設置し、評価基準に基づき公正な審査と委託候補者の選定を行う。
- (2) 選定方法
  - 1) 資格審査  
参加表明書等の提出書類により、参加資格の審査を行う。
  - 2) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）  
企画提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。なお、資格審査を通過した者が1者の場合でも審査を行い、その結果が優秀である場合、最優秀提案者として選定する。  
また、資格審査を通過した者が多数の場合は、企画提案書等による書類審査でプレゼンテーション及びヒアリングによる審査参加者を制限する場合がある。

(3) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
運営方針	・市が目指す新図書館のあり方や、複合施設の機能としての役割について十分理解しているか。	10
運営体制	・仕様書や提案内容を行うために十分な体制であるか。	10
提供するサービス	・新たな図書館利用者の掘り起こしなど、利用者拡大につながる取り組みが考えられているか。	20
	・人（利用者）と情報（資料）をつなぐ役割として、レファレンスサービスなどを通じた利用者の課題解決につながるサービスの提供について考えられているか。	20
	・様々な世代の利用者が満足するサービスの提供について考えられているか。	20
	・施設内の各機能や、まちなかの関係団体等との連携による施設やまちなかの魅力を高める工夫やアイデアはあるか。	20
見積金額の妥当性（参考見積書等）	・提案額は、人件費等の積算根拠が明確化され、適正な積算となっているか。 ・経費の有効活用について考えられているか。	15
独自提案	・提案内容は的確かつ実現可能な提案内容であるか。	15
業務に対する意欲	・事業を意欲的、継続的に運営していく考えはあるか。 ・事業計画や提案内容に妥当性はあるか。	20
合 計		150

※資格審査を通過した者が1者の場合のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査において、審査委員会で定める基準点に満たない事業者は、最優秀提案者として選定しない。

(4) 審査方法

- ①企画提案書の審査は評価項目毎に点数化して5段階評価とする。
- ②各審査委員が評価項目毎に採点した点数の合計点を計算し、順位付けを行い、1位と順位付けした審査委員数が多い提案者を受託候補者とする。1位が同数の場合は2位と順位付けした審査委員数が多いものを受託候補者として決定する。以下同数の場合は3位、4位と続ける。
- ③②による方法でも決定できない場合、又は特に事情がある場合は、各審査委員の総得点数により受託候補者を決定する。

(5) 募集及び選定スケジュール (予定)

項目	スケジュール
公募開始	令和6年5月23日(木)
質問受付期間	令和6年5月23日(木)～29日(水) 17時まで
質問に対する回答(公表)	令和6年6月6日(木)まで
参加表明書等の提出期限	令和6年6月12日(水) 17時まで
資格審査の結果通知	令和6年6月20日(木)まで
企画提案書の提出期限	令和6年7月2日(火) 17時
審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和6年7月中旬(別途お知らせします。)
選定結果通知	令和6年7月下旬

7 実施要領等の配布

(1) 配布方法等

妙高市ホームページからダウンロード

<https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/57820.html>

- ・新図書館窓口業務等委託プロポーザル実施要領
- ・新図書館窓口業務等委託仕様書
- ・様式1～6
- ・別紙1 新図書館等複合施設管理運営方針について
- ・別紙2 業務内容
- ・(参考) 平面図
- ・(参考) 新図書館等複合施設整備計画
- ・(参考) 図書館整備基本構想

(2) 配布期間

令和6年5月23日(木) から

8 質問書の提出及び回答

本業務に係る質問書提出及び回答は以下により行う。

(1) 提出書類

質問書(様式1)

(2) 受付期間

令和6年5月23日(木)～29日(水) 17時まで

(3) 提出先

「14 事務局」(以下「事務局」という。)

(4) 提出方法

電子メール又はFAXで事務局に送信し、その旨を事務局に連絡すること。

なお、口頭での質問は受け付けない。

(5) 質問に対する回答

回答は、令和6年6月6日（木）までに、市ホームページにて行う。なお、この回答は本要領及びその他の書類の追記又は修正とみなす。

## 9 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

1) 参加表明書（様式2）

2) 添付書類（該当者のみ ※印を参照）

※令和6年度妙高市入札参加資格者名簿に登録されていない者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。

①商業登記簿謄本（履歴事項全部証明又は現在事項全部証明書）

②印鑑証明書

③市税の納税証明書（納税義務がない場合は不要）

④法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※上記①～④の証明書（写し可）は、提出日以前3か月以内に証明されたものを提出すること。

⑤決算書の写し（申請日の直前事業年度の1年間分の財務諸表のうち、貸借対照表、損益計算書）

3) 法人等概要（様式3）

4) 業務実績調書（様式4）

5) 業務責任者等の実績調書（様式5）

(2) 提出部数及び提出方法

提出部数は紙媒体で1部とする。提出方法は、持参又は郵送とする。（郵送の場合は提出期限必着とする。）

(3) 提出期限

令和6年6月12日（水）17時まで

(4) 提出先

事務局

## 10 企画提案書の提出

審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に参加する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

1) 企画提案書（様式6）

・企画提案書はA4判片面縦型を1ページとしてカウントする。（A3判による折込可。

※A3判は、2ページとカウントする。）

・総ページ数は20ページ以内（参考見積書及び見積金額内訳書は枚数に含まない。）で作成すること。

・適宜イラストや画像、図表を使用してわかりやすい表現とすること。

2) 参考見積書及び見積金額内訳書（任意様式）は、次の期間ごとに作成すること。

- ①令和7年10月～令和8年3月
- ②令和8年4月～令和9年3月
- ③令和9年4月～令和10年3月
- ④令和10年4月～令和11年3月

※提出された参考見積書は評価資料とするが、本業務に係る契約金額算定上の根拠となるものではない。

(2) 提出部数及び提出方法

提出部数は紙媒体で正本1部、副本7部とする。提出方法は、持参又は郵送とする。（郵送の場合は提出期限必着とする。）

※企画提案書及び参考見積書等には、会社名、ロゴマーク、代表者氏名又は会社が特定できるサイン等は一切入れないこと。

(3) 提出期限

令和6年7月2日（火）17時まで

(4) 提出先

事務局

### 1.1 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 実施日等、留意事項は別途通知する。

(2) プレゼンテーションは提出した企画提案書を使用すること。（プロジェクター等を使用し投影しながら説明することも可）

### 1.2 失格要件

(1) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

(2) プロポーザルに関して審査委員会委員及び事務局に、不正な働きかけをした場合。

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。

(4) その他、本要領に違反すると市が判断した場合。

### 1.3 その他

(1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）参加者は、複数の提案書の提出はできない。

(3) 誤字の修正等を除き、提出書類の変更はできない。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 提出書類は審査等必要な場合において、一部又は全部を複写、転記することができる。

(6) 特定された提案書等の提案内容が、そのまま実際の業務に採用されるものではない。

(7) 参加表明書等提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は速やかに事務局へ連絡するとともに、書面（任意様式）で提出すること。

(8) 審査結果については、企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、最優秀提案者の名称並びに審査参加者の評価点等を公表する。

- (9) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、市は、本プロポーザルの結果の公表、その他市が必要と認める用途に用いるときは、提出書類を無償で使用できるものとする。
- (10) 審査の経過及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (11) この要領に定めのない事項は、別途判断する。

#### 1 4 事務局

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市教育委員会 生涯学習課 図書館整備室

TEL : 0255-74-0034 FAX : 0255-72-3902

E-Mail : syogaigakushu@city.myoko.niigata.jp